

第1部 総論

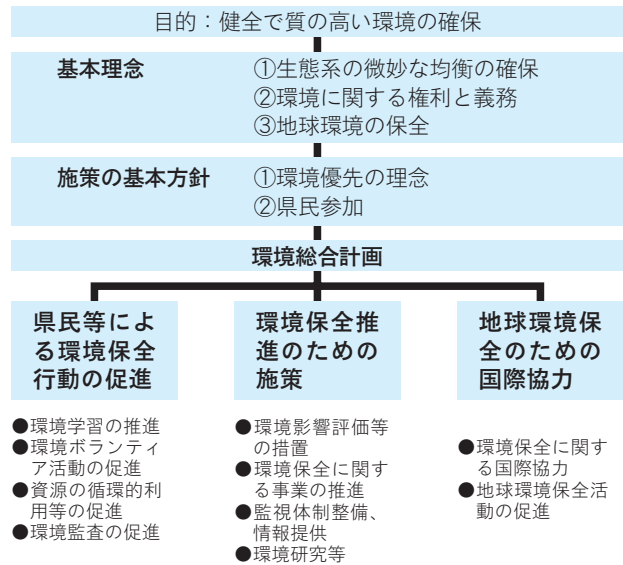
第1章 滋賀県の環境行政の枠組

第1節 滋賀県環境基本条例〈環境政策課〉

本県が有する琵琶湖をはじめとする豊かな環境を次の世代に引き継いでいくために、新しい環境観に立った「環境優先の理念」の下に、県民による主体的な環境保全活動を礎として築かれた「環境自治」の推進により、健全で質の高い環境の確保を目指して、滋賀県環境基本条例を制定しています。

この条例では、「生態系の微妙な均衡の確保」、「環境に関する権利・義務」、「地球環境の保全」という三つの基本理念を掲げ、環境総合計画の策定や環境自治委員会の設置に関する規定を設けています。

図1 環境基本条例体系図



第2節 新滋賀県環境総合計画〈環境政策課〉

1 新滋賀県環境総合計画の概要

新滋賀県環境総合計画は、滋賀県環境基本条例第12条に基づき、前計画を改定して平成16年(2004年)3月に策定されました。

(1) 計画の性格

- ・ 長期的な目標と、その具体的なイメージである「めざすべき湖国の環境像」を明らかにして、県民等と目標を共有し、協働で環境保全を進めるための計画です。
- ・ 県の環境保全施策策定において対症的でなく、効率的に環境保全・創造を進めるための、基本的考え方を明らかにしています。
- ・ よりきめ細かな取組の推進のため、地域ごとの環境づくりの方向性を示しています。
- ・ 公募による県民の方々との協働により作成した、より使いやすく実行しやすい環境配慮指針により、県民等の主体的な取組の促進を図っています。

めざすべき湖国の環境像

大気は清浄ですがすがしく、河川は森林などが流域ごとに守られ、人里近くではホタルが飛び交い、身近に小動物などが生き生きと活動している。

琵琶湖は、安心して飲み水にできる水質が確保されており、ヨシが豊かに繁り、ビワマスやイサザやニゴロブナなどの固有の生物が健全に生息しており、四囲の山々や大空でも、生息する野生生物の種の豊富さが湖国の生態系の健全さを証明している。

街は、人との出会いの場、文化や芸術などを楽しむ場として、個性と魅力に満ちていて、また、子どもと遊べる原っぱや水辺が再生されている。音環境に配慮したまちづくりが進められ、地域にふさわしい音風景が、みんなの手で守られている里山などの身近な自然や、歴史的な環境の価値を一層高いものになっている。

そして、自然に働きかけ、その恵みを受ける農業や林業、水産業などが、他の産業とともに環境に調和した形で生き生きと営まれている。

県民は、便利さや効率性だけを追い求めるのではなく、くらしの中で環境への負荷を継続的に低減し、自然に学び、自然と共に生きることを誇りとしている。このような取組の結果として、湖国の風景が、落ち着いたある滋賀らしいものとしてだれもが確認できる状態となっている。

(2) 計画の期間

滋賀の環境分野ごとの目標については、おおむね平成22年度における実現を目指し、基本施策や戦略プロジェクトについては、社会経済情勢の変化のスピードが速い今日の状況を踏まえ、平成15年度から平成19年度までの5年間の展開方向を示しています。

(3) 計画の目標

21世紀半ばにおける本県の環境の目指すべき姿を「めざすべき湖国の環境像」とし、持続可能な発展をする社会を構築することによって、環境との共生を実現した新しいライフスタイルなどのモデルを、すべての県民のみなさんとの協働により創造していくこと、つまり、「あなたとつくる“環境滋賀モデル”～琵琶湖から世界へ～」を目指しています。

(4) 基本的考え方

現在の環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しており、私たち自身が原因者であるとともに、その影響も受けているという特徴があります。

これまで、社会経済活動の発展を進めていく中で、対症的に環境保全に取り組んできましたが、私たち一人ひとりが原因者となる現在の環境問題に対しては、これまでの対策では十分でなくなってきています。

このため、新滋賀県環境総合計画では目標達成に向けた社会の基本的考え方を「環境を内部化した社会」として、環境と社会とを一体のものとして捉え、日常の活動を行う中で、あらゆる人が環境改善に取り組み、自らの活動から排出する環境負荷を減少させることによって環境改善の推進を図ることとしています。

図2 環境を内部化した社会図

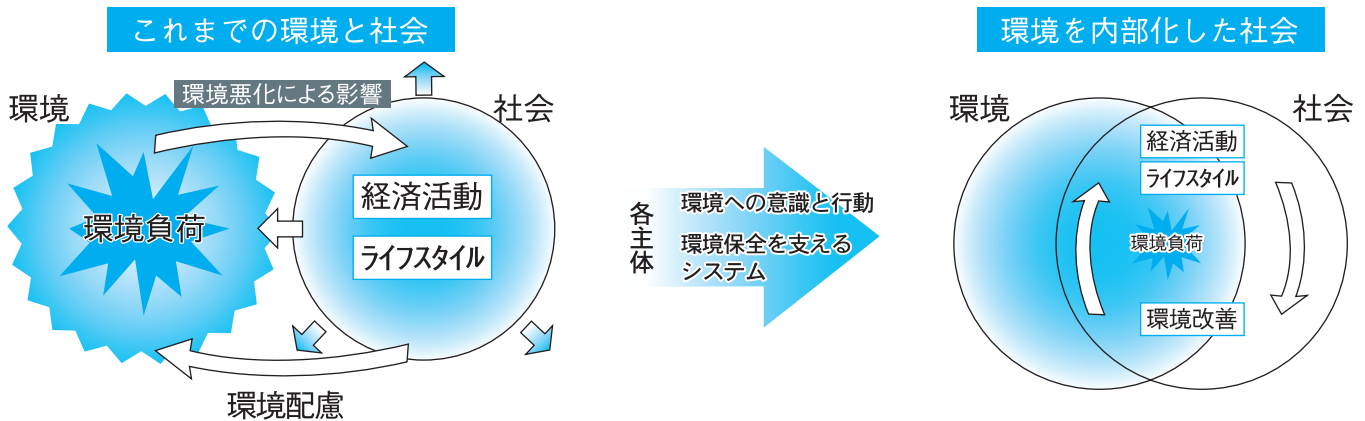


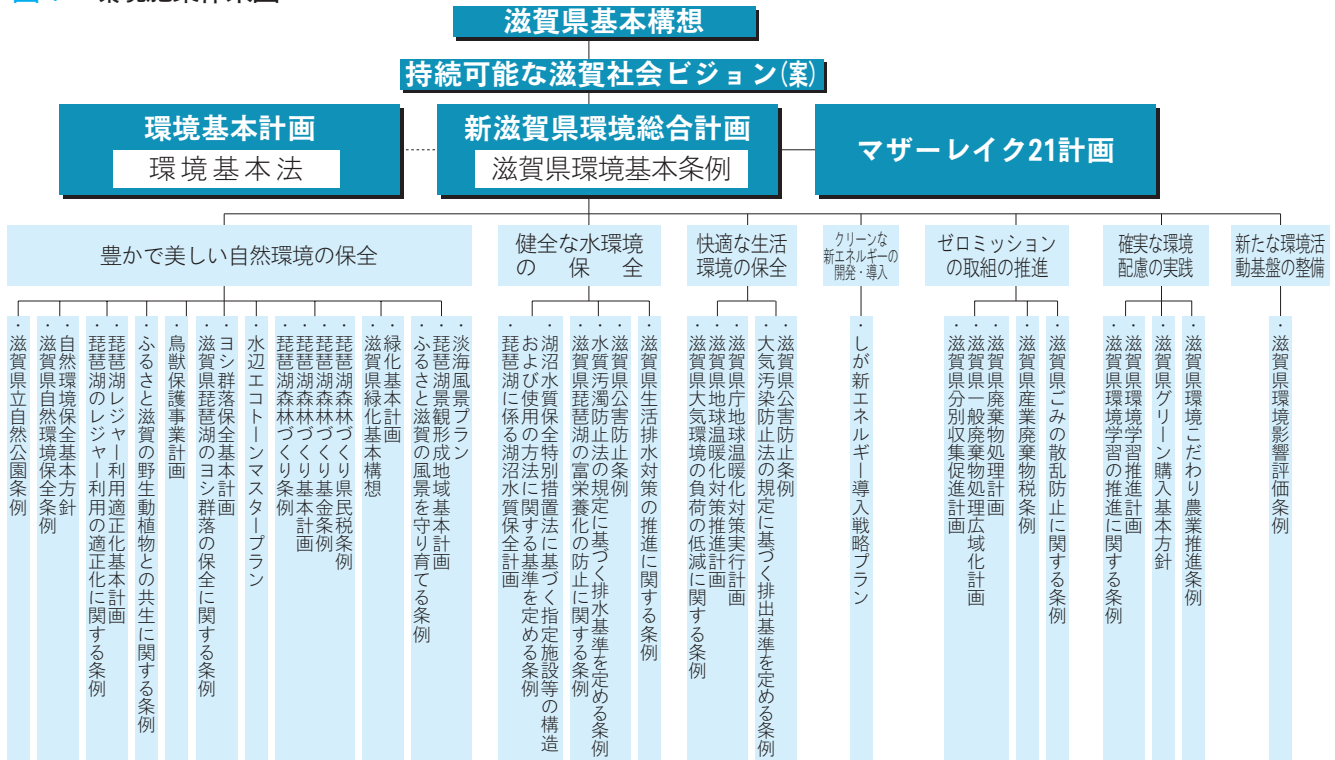
図3 新環境総合計画体系図



2 新滋賀県環境総合計画に基づく各計画等の体系

本県の個々の分野における環境政策は、新滋賀県環境総合計画の体系に基づく位置づけは図のとおりです。

図4 環境施策体系図



第3節 琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」

〈琵琶湖再生課〉

マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)は、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐため、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として、国の関係する旧6省庁(国土庁、環境庁、厚生省、農林水産省、林野庁、建設省)による琵琶湖の総合的な保全のための計画調査を踏まえて、平成12年(2000年)3月に策定されました。

この計画の最大の特徴は、河川流域単位での県民・事業者の方の主体的な取組と行政の各種施策を計画の両輪に据えていることです。

1 基本理念

琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次世代に継承します。）

2 基本方針

- ①共感（人々と地域との幅広い共感）
- ②共存（保全と活力あるくらしの共存）
- ③共有（後代の人々との琵琶湖の共有）

3 全県をあげた取組－協働－

- ・ 県民、事業者の方の主体的な取組を基本に、県はもとより市町がこれを支援するとともに、各主体が一体となり協働して琵琶湖保全に取り組みます。
- ・ 河川流域単位ごとに、県民、事業者、市町、県等の各主体が一体となって取り組みます。